

(別添) 家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告の概要

本制度は、モニター病院（皮膚科^{※1}、小児科^{※2}）の医師が家庭用品などによる健康被害と考える事例（皮膚障害、小児の誤飲事故）や、公益財団法人 日本中毒情報センター^{※3}が収集した家庭用品などによる吸入事故等と考えられる事例について、それぞれ厚生労働省に報告する制度です。

※1：全国6施設

※2：全国8施設

※3：化学物質等に起因する急性中毒等について、一般国民及び医療従事者等に対する啓発、情報提供等を行っている。

それぞれの報告件数の詳細は以下のとおりです。（表）

表 2018 年度 家庭用品等による健康被害等のべ報告件数（上位 10 品目及び総数）

皮膚障害			小児の誤飲事故			吸入事故等		
装飾品	25	43.1%	たばこ	130	20.8%	洗浄剤（住宅用・家具用）	266	20.6%
ゴム・ビニール手袋	5	8.6%	医薬品・医薬部外品	109	17.4%	殺虫剤	248	19.2%
マスク	3	5.2%	食品類	77	12.3%	漂白剤	119	9.2%
時計 めがね ハンドバック等 洗浄剤 手袋 時計バンド(同数)	2	3.4%	玩具	67	10.7%	防水スプレー	92	7.1%
			プラスチック製品	44	7.0%	除菌剤	89	6.9%
			金属製品	41	6.5%	洗剤（洗濯用・台所用）	67	5.2%
			硬貨	19	3.0%	芳香・消臭・脱臭剤	65	5.0%
			洗剤類	18	2.9%	園芸用殺虫・殺菌剤	42	3.2%
			文具類	16	2.6%	忌避剤	39	3.0%
			電池	11	1.8%	除草剤	21	1.6%
総数 ^{※4}	58	100.0%	総数	626	100.0%	総数	1,294	100.0%

※4：皮膚障害では、原因と推定される家庭用品等が複数挙げられている事例があるため、報告件数の合計（58件）は、報告事例数（50例）と異なっています。

なお、本制度の対象製品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和48年法律第112号）が対象とする家庭用品ではない製品（たばこ、医薬品、食品等）も一部含まれています。

1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告

(1) 報告の概要と考察

- ・最も多く報告された製品は、装飾品の25件(43.1%)でした。
- ・性別は、女性が39例(78.0%)と大半を占めました。
- ・皮膚障害の種類は、「アレルギー性接触皮膚炎」39件(67.2%)と「刺激性接触皮膚炎」15件(25.9%)がほとんどを占めました。
- ・パッチテストの結果では、ニッケル、金にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がほとんどです。家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに医療機関を受診しましょう。また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。

(2) 主な報告事例

【装飾品】

1週間前より、アクセサリーをつけたところ、赤く、痒くなった。(28歳 女性)

→ 以前に金属で症状がでたことがある場合は、原因と思われる金属を素材とした製品を使うのをやめましょう。また、他の金属製品にも注意しましょう。

【ゴム・ビニール手袋】

手湿疹があり、保護目的でゴム手袋を使用していたが、悪化した。(42歳 女性)

→ ゴム製品が体質に合わないときは使用を避け、別の素材の製品を使いましょう。

【マスク】

新しい、いつもとは違うマスク(主な素材はポリプロピレン)を毎日つけたところ、数日後、マスクの当たる部分に、紅斑、掻痒あり。(69歳 女性)

→ 普段使用しているマスクと異なる製品を使用する際は、その製品の素材に注意しましょう。

【めがね】

6カ月前より、左右耳介後部の皮疹と、痒み出現。紅斑、苔癬、痂皮認める。(38歳 女性)

→ 症状がみられたときには、原因と思われる製品を使うのをやめましょう。

【時計バンド】

ステンレスの新しい時計を左腕にはめ、数日で紅斑、丘疹がみられた。右腕に変えて、同症状がみられた。再度左腕に変えて、同症状あり。(60歳 女性)

→ 症状が出たら原因と思われる製品を使うのをやめ、他の製品を使うときは金属以外のものにしましょう。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1) 報告の概要と考察

- ・最も多く報告された製品は、たばこで130件(20.8%)でした。
- ・誤飲した年齢は、6～11か月が最も多く197例(31.5%)、次いで12～17か月が122例(19.5%)、3～5歳が90例(14.4%)でした。
- ・入院・転院した事例が46例でした。
- ・発生した時刻で最も多いのは、午後5～9時で276例(44.1%：発生時刻不明を除く報告事例数に対する割合)でした。
- ・発生した場所で最も多いのは居間で328例(52.4%)でした。

事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、小児の誤飲しうる大きさのものは置かないようにしましょう。

(2) 主な報告事例

【たばこ】

自宅にて新品の加熱式たばこを1/2ほど食べてしまったため、救急車にて来院。(8ヶ月 男児)

→ 子どもの手の届く場所にたばこを置かないようにしましょう。また、子どもが誤飲したときは、病院で適切な判断をしてもらいましょう。

【医薬品】

自宅で母がご飯作っているあいだに机の上においてあった薬を1錠かじってのんだ。病院についてから吐いた。のんですぐ口の中が痛くて泣いた。(3歳9か月 男児)

→ 子どもの手の届く場所に薬を置かないようにするなど、家庭内にある薬はよく注意して保管・管理しましょう。

【食品類】

夕食で焼き魚(鮭)を食べて口が痛くて嘔吐した。吐物に骨が入っていた。咽頭痛あるが食事は摂れた。(3歳3ヶ月 男児)

→ 病院で適切な判断をしてもらいましょう。

【玩具】

プラスチックの球体(1cm)を遊んでいるときに3個口に入れていた。かき出そうとしたが飲み込んでしまった。(3歳 男児)

→ 玩具を鼻や口などに持って行かないように子どもに教えるとともに、兄弟や友人と一緒に遊ぶ際には、対象年齢に満たない子どもが使うことも考えて、適当な玩具を与えるようにしましょう。また、子どもが誤飲したときは、病院で適切な判断をもらいましょう。

【プラスチック製品】

19時頃にビニール袋を嚙んで遊んでいた。ビニール袋が1cm×1cmほど欠けていた。嘔吐10回以上、母乳も嘔吐するため当院へ救急搬送。(8ヶ月 男児)

→ 病院で医師に経過を観察するなどの適切な判断をもらいましょう。

3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

(1) 報告の概要と考察

- ・最も多く報告された製品は、洗剤（住宅用・家具用）で266件（20.6%）でした。
- ・年齢別では、9歳以下の子どもが最も多く387件（29.9%）でした。
- ・製品の形態では、スプレー式の製品が最も多く672件（51.9%）、次いで液体の製品が363件（28.1%）でした。
- ・発生した時間は午前10時～午後9時が総件数の66.4%であり、場所は家庭内が総件数の89.8%（1162件）でした。

使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。事故が発生して対応に迷った場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問い合わせ、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

(2) 主な報告事例

【洗剤（住宅用・家具用）】

浴室掃除のため、「まぜるな危険」と表示がある塩素系カビ取り剤の希釈液を壁に噴射し、その上から酸性のトイレ用洗剤を刷毛で塗った。目と鼻の刺激感があり、2分程度で息苦しくなり終了した。以前も同じように使用したが、息苦しくなったのは初めてである。（46歳 男性）

→ 使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。

【殺虫剤】

くん煙剤を使用中に火災警報器が鳴ったため、止めるために入室した。マスクなどはせずドアを閉めた状態で10分程度作業したところ、呼吸困難感を感じた。（89歳 女性）

→ くん煙剤を使うときは使用上の注意をよく読み、火災警報器の対策を行った上で、使用方法、用量を守って使いましょう。

【漂白剤】

台所でまな板にスプレータイプの塩素系漂白剤を噴射し、5分ほどおいて、湯で流した。湯気と一緒に漂白剤の臭いがして一瞬吸った。マスクやメガネはしていなかった。喉の違和感が現れた。（57歳 女性）

→ 使用上の注意をよく読み、換気に注意して使用方法、用量を守って使いましょう。

【防水スプレー】

狭い玄関で扉を閉めて、エアゾール式の防水剤を10分使用した。2時間ほどして吐き気があり、翌朝息苦しさと、頻呼吸があったため受診した。（23歳 女性）

→ 防水スプレーには「注意：吸い込むと有害・必ず屋外で使用」と表示されています。使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。特に、換気の悪い場所では使用しないように注意しましょう。